

春秋会 2025年度 第9回幹事会

日時：12月17日（水）正午～

場所：Zoom ミーティング

《議事の内容（予定）》

1 大弁会務報告

2 【決議】3月総会招集の議題

日時場所：3月26日（木）18時～@大阪弁護士会1001・1002会議室+Zoom

（1）次年度幹事（副幹事長、全期幹事、各期幹事）の選任決議

（2）次年度選考委員の選任決議

（3）法曹在職40年会員顕彰

3 【重要】次年度各期幹事推薦届出のお願い

4 新入会員の報告

5 会費免除承認の報告

6 各委員会等からの活動報告／選考、政策、広報、研修、親睦、若手会

7 各種行事の案内

12月25日 春秋会12月総会@大阪弁護士会館1001・1002会議室+Zoom

1月9日 （春秋会が招待側の）当選祝賀会@EN

1月30日 （春秋）当選祝賀会、新年会

3月3日 大阪弁護士会臨時総会（仮）

3月26日 春秋会3月総会@大阪弁護士会館1001・1002会議室+Zoom

春秋会幹事会 第9回

副会長 河野豊

第1 分野別登録センター

詳細は山田副会長から説明します。

第2 第37回近弁連大会 2025年11月28日(金)

会場参加が192名、Web参加が24名の、合計216名の参加

「訴訟当事者の権利宣言」

「デジタル消費取引において、取引の公正を維持し、消費者の自律的な選択を確保するために必要な措置を求める決議」

「国家による究極の人権侵害であるえん罪の防止・救済のための施策を求める決議」

「障害の有無にかかわらず誰もが地域でともに育ち、ともに学ぶインクルーシブ教育の実現を求める決議」

第3 今後の企画（詳細は弁護士会ホームページ）

1 人権擁護活動奨励賞(弁護士向け)「Ben1-アワード」

受賞団体 アワード2団体

会長特別賞4団体

授賞式 2026年1月6日(火) 11時35分 弁護士会館2階ホール

新年祝賀会にて

Ben1-キッズ 小中学生とともに人権擁護活動を学ぶ会

2026年3月14日(土) 午後 弁護士会館2階ホール

2 大阪弁護士会人権賞(市民向け)

受賞団体 「公益社団法人大阪聴力障害者協会」

授賞理由 聴覚障害者の生活権利を守る運動を100年以上続けてきた団体であることと、優生保護法違憲裁判にて聴覚障害者への情報保障を求めて裁判所と交渉し、法廷内での手話通訳と文字通訳を実現させた点を高く評価できること

授賞式 2026年2月14日(土) 人権フェスタにて

3 人権フェスタ 2026年2月14日(土)終日 大阪弁護士会館

4 第70回日弁連人権擁護大会(予定)

2028年10月 大阪にて開催

以上

1 / 1

分野別登録弁護士制度の存続について

• 結論

- 分野別登録弁護士名簿への新規登録を停止し、一定の猶予期間を設けた上で、分野別登録弁護士制度を廃止する。

• 理由

- 登録者数が少ない。
R7/9/1時点で93名（会員数約5100名の約1.8%）
- 制度維持に必要な人的・金銭的コスト制度。
- 市民への情報提供が伝わっておらず、制度の利用が少ない。
- 登録のメリットが感じられないとの指摘がある。
- 登録者数を増やすための有効な施策が見つからない。

分野別登録弁護士制度発足の経緯

平成28年12月 専門分野登録制度等実現PT発足

平成29年12月 専門分野登録制度立ち上げWG発足

平成30年10月 常議員会「専門分野登録制度」として上程

弁護士の「専門性」ではなく、「専門」分野 という趣旨

→「専門」との名称について日弁広告規程との抵触について議論となり、継続審議に

平成30年12月

常議員会「専門分野登録制度」については取下げ。

「分野別登録制度」として上程・承認

「登録者数の見込み 500名」

令和元年3月 大弁総会 承認

令和元年7月 制度開始

日弁連 弁護士等の業務広告に関する規程

第三条 弁護士等は、次に掲げる広告をすることができない。

- 一 事実合致していない広告
- 二 誤導又は誤認のおそれのある広告
- 三 誇大又は過度な期待を抱かせる広告 以下略

業務広告に関する指針

12 1 専門分野と得意分野の表示

(1) 専門分野は、弁護士等の情報として国民が強くその情報提供を望んでいる事項である。一般に専門分野といえるためには、特定の分野を中心的に取り扱い、経験が豊富でかつ処理能力が優れていることが必要と解されるが、現状では、何を基準として専門分野と認めるのかその判定は困難である。専門性判断の客観性が何ら担保されないまま、その判断を個々の弁護士等に委ねるとすれば、経験及び能力を有しないまま専門家を自称するというような弊害も生じるおそれがある。客観性が担保されないまま専門家、専門分野等の表示を許すことは、誤導のおそれがあり、国民の利益を害し、ひいては弁護士等に対する国民の信頼を損なうおそれがあるものであり、表示を控えるのが望ましい

制度趣旨と登録要件

- 制度趣旨

- 市民への情報提供

- 弁護士のスキルアップ

- 若手支援

- 登録要件

- ①弁護士登録後3年を越える実務経験があること、
- ②当会の指定した分野別研修を、過去3年間に3個以上受講したこと、
- ③当該分野の事件を、過去3年間に3件以上処理したこと、
- ④保険金額1億円以上の弁護士賠償責任保険に加入していること

これまでの活動と登録者数の推移

令和元年7月25日 制度開始 登録者数115名

令和4年7月1日 登録者数176名

令和4年7月25日 更新（3年）のタイミング

令和4年8月1日 新分野（倒産再生・知的財産）追加 登録者数117名

令和7年7月1日 登録者数131名

令和7年7月25日～ 2回目の更新（3年）のタイミング

令和7年8月1日 登録者数107名

令和7年9月1日 登録者数93名

令和7年10月1日 登録者数86名

課題と対策

課題 【登録者数】 【市民への広報】 【人的・金銭的成本】

- 対策**
- ① 分野の追加（令和4年8月）
 - 登録者数の増加は限定的・システム更新費用約330万円
 - * さらに2分野追加の検討（中小企業と高齢者・障害者）
 - ② 無料相談会
 - 相談会自体は盛況であったものの、登録者数の増加・市民への広報効果は限定的
 - ③ 総合法律相談センター専門相談担当名簿との統合の検討
 - 登録要件が異なることから、統合は困難との判断。
 - ④ 登録者へのアンケート調査（R6年度）

打開策の検討

① 専門」名称への再チャレンジ

→日弁連広告規程への抵触の問題

② 一定のクオリティーの確保・維持

登録要件の厳格化

→現在登録している会員のうち「新登録要件」を満たさない会員の取り扱いをどうするか

弁護士会に認定能力があるのか・認定主体として適切か

登録に値する弁護士の登録の確保

登録に値する弁護士の育成

③ 広報にかかる費用

すでに発達した民間のサービスに対抗できるのか

結 論

分野別登録弁護士名簿への新規登録を停止し、一定の猶予期間を設けた上で、分野別登録弁護士制度を廃止する。

（総合法律相談センターでも、専門相談・市民への広報の充実についてさらに検討する。とともに、市民への弁護士の専門性の広報等の必要性については改めて検討する。）

臨時選考委員会 議事録

2025年11月19日

選考委員長 黒田 愛

- ・日 時 2025年11月19日(水) 午後12時30分～午後2時00分
- ・場 所 大阪弁護士会館904号会議室+Zoomミーティング

選考委員長は、本委員会の議長となり、開会を宣した。

第1 会長・副会長候補推薦の有無を決めることについて

選考委員長は、会長・副会長候補推薦の有無を第1回選考委員会で決議することの是非について、各委員から意見を聞くに先立ち、要旨、次年度以降の大阪弁護士会会長及び副会長候補推薦に係る情勢、及び他会派の選考方法等について説明した。

第2 1の件につき、議論・方針の出し方について

各委員から、要旨、以下のとおり意見があった。

1 従来のやり方を是とする意見

- ・春秋会の伝統として、出たい人よりも会として出したい人、自薦よりも他薦でやってきた。まずは具体的な人物名を挙げずに、会長候補者を出す・出さないを決めるというやり方、そして出すと決めたらなんとしてでも適任者を会長候補者として出すというやり方は、ある意味春秋会らしいといえ、かつ、それなりに合理性もあると考える。
- ・会則8条2項には「当会の候補者を推薦することの可否の決定及び当会の推薦候補者の選考を行う」と規定されており、まず「可否の決定」を行い、次に「当会の推薦候補者の選考」を行うことを予定していると読める。
- ・仮に会長を出す・出さないの議論よりも、立候補を先に受け付ける仕組みに変更した場合、立候補した会員に対し「推薦しない」という決議をするのか、或いは

選挙してでも当該会員を会長候補として「推薦する」のか、極めて困難な判断を
選考委員が迫られることも想定される。

- ・ 従来、当会の会員や他会派の情勢に通じた幹事長、副幹事長、及び長老らが長時間かけて話し合い、事実上決めてきた。委員の中には次年度会長候補者の顔すら浮かばない若手委員もいることや、選考委員の任期（長くて2年）等を考えると、選考委員に実質的な議論や、選挙してまで会長候補者を出すか否かの決断等を求めるというのは非現実的。そもそもとして選考委員会にそれほどの権限が認められるのかも疑問。
- ・ 会長を出す・出さないの判断に先立ち、具体的な候補者名が出てしまうと、かえって「出さない」と判断することが困難となると懸念される。
- ・ 決議事項は次年度の候補推薦の有無に限定するべき。次次年度以降の推薦候補の有無というそんな先の話を、正式な選考委員会の場において決議することに合理性があるか、大いに疑問がある。

2 従来のやり方を非とする意見

- ・ 他会派の情勢や会長候補者適任者等に係る情報が選考委員全員に共有されていない
第1回選考委員会において、今年は会長候補者を出す・出さないを決めること、及びそのための投票を求められることについて、非常に違和感があるという意見が多数あった。
- ・ 昨年度も同じ議論をしていたと思う。
- ・ 他会派の情勢や候補者適任者等にかかる情報について、幹事長（選考委員長）が一番情報を持っている。その幹事長（選考委員長）から「今年は推薦する」或いは「今年は推薦しない」と説明されると、委員としてはそれに従うほかなく、それでは選考委員会は単なる承認機関に成り下がってしまう。
- ・ 先に選考委員会で「今年は当会として会長を出さない」旨決議された場合、立候補したい人を封じることにならないか。
- ・ なんとなく今年は会長候補者を出します・出しませんと当然の如く決まっている、というのはその通りだと思う。春秋会として会長候補者を出す・出さないを議論する時に、例えば今年は他会派が会長候補者を出しそうだとか、（1年おきに当会か

ら会長候補者を出したような場合に) しばらく当会から会長候補者を出すことは難しい等、具体的な情報共有及びこれを踏まえた議論がもっとあって良いと思う。

- ・「可否の決定」と「推薦候補者の選考(会則8条2項)」とを厳密に分けて考える必要はなく、セットで考えるべき。「可否の決定」を行うに先立ち、推薦候補者に係る情報を委員に共有する方が実質的な議論が可能となる。
- ・選考委員会規則は「可否の決定」と「推薦候補者の選考」とを区別して規定していない。選考委員会規則を併せて読めば、会則8条2項は、選考委員会に立候補の届け出を受ける・受けないの判断権限を認める根拠とは必ずしもなり得ない。
- ・従来のやり方が春秋会の伝統を踏襲したやり方、春秋会らしいやり方であったとしても、今の若い会員に馴染んでいないのであれば、やり方を変更することも検討すべきではないか。
- ・選考委員の多数は選挙により選出される。それゆえ選考委員会には重みがあり、権限を限定・縮小すべき合理的理由はない。

3 その他意見

- ・上記議論について、以下の4つの論点があると考える。

【論点1】

当会として、他会派の情勢をふまえて、そもそも当該年度に会長を推薦すべきか否かの議論を行う必要があるか。

→必要がない、と考えるのであれば、選考委員会としては、毎年、機械的に、正副会長の選考届出を受け付けることにすればよい。

→ただし、論点4の問題は検討が必要であると思われる。

【論点2】

他会派の情勢をふまえた議論はどこで行うべきか。

→選考委員会で行うのか、幹事会で行うのか、あるいは総会で行うのか。

【論点3】

他会派の情勢をふまえた議論はいつ行うのか。

→年度当初か。

→選考の過程(選考委員会の投票前)で行うのか。

→選考委員会の手続後、総会(9月総会)で行うのか。

→来年度よりも先の議論を前倒しして行い、再来年度の選考もしてしまうのか。
cf. 森本現会長についての公正会、2027年度についての法友倶楽部の動き

【論点4】

選考委員会の「選考」における判断要素は何か。

→選考は、絶対評価ではなく、いわば相対評価であり、他会派の候補者を念頭において選考することも許容されるのか。

→さらに、会派同士の推薦の順番といったいわば政治的な要素も選考の判断要素にしてよいのか。

- ・仮に次次年度以降の推薦候補を決議する場合、当該決議に次年度の選考委員(会)が拘束されるか否かも問題となる。

以上の議論を踏まえ、委員長は、以下の方針を打ち立てた。

- ・第1回選考委員会では、各委員に対し、当会の候補者の氏名、及び他会派の情勢等について情報共有を行い、これらを踏まえて「当会の候補者を推薦することの可否」について議論を行う。
- ・第2回選考委員会において、「当会の候補者を推薦することの可否の決定」を行う。
- ・選考委員会規則の改正の要否及び内容については、正副幹事長会で検討したうえ、次年度委員長に申し送りする。

以上

検討メモ

文責：2025年度幹事長 黒田 愛

1. 選考委員会規則の改定

春秋会の選考委員会規則に以下の条項を新設して「第7条」とし、以下、1条ずつ繰り下げる。

「選考委員会は、大阪弁護士会会長及び同副会長それぞれにつき推薦するか否かを決議することができる。選考委員会が大阪弁護士会会長又は同副会長を推薦しないことを決議した場合を除き、第7条乃至第14条に定める手続に基づき推薦候補者の選考を行う。」

2. 改定の経緯

- (1) 当会では、毎年度5月頃に開催される第1回目選考委員会において、次年度の大阪弁護士会会長及び同副会長を推薦するか否かを決議し、推薦することが決議されなかった役職（例えば会長）については、選考委員会規則第7条（旧）以下が定める立候補手続を実施しないのが慣例となっていた。
- (2) 前項記載の決議に当たっては、毎年度、春秋会の具体的な立候補者の情報や、他会派からの立候補者の情報が殆どない中で、決議をするのは難しいとの意見が出されていた。また、現行の春秋会規則及び選考委員会規則では、選考委員会が、大阪弁護士会会長及び同副会長を推薦するか否かを決議する権限を有するとの明文の規定を欠いているとの指摘もなされていた。さらに、慣例に従えば、当該年度に会長及び副会長に立候補したい会員がいても、選考委員会が推薦しない決議をしてしまうと、推薦を受ける道が閉ざされ立候補すらできないことになるとの批判もあった。
- (3) 以上の議論状況を踏まえ、2025年度に開催された選考委員会（11月18日の臨時会を含む）での議論を踏まえ、本年度の執行部で協議をし、以下の規則改正を含む施策を提案することにした。

3. 規則改正案

別紙の通り

4. 運用についての申し送り

例年5月に第1回の選考委員会が開催される。これまでの議論を踏まえると、第1回選考委員会では、春秋会内に候補者がいるか、他の会派から推薦される候補者がいるかどうか等の情勢を共有した上で、第2回選考委員会で「推薦するか否か、もしくはいずれの決議もしないものとするかを、決めることが望ましい。

以上

現行の規約集 - 選考委員会規則 -

(任務)

第1条

選考委員会は、大阪弁護士会の会長、副会長、その他幹事会が必要と認めた役職（以下「役員」という）について、その役職に相応しい人材を送り出すために、当会の候補者を推薦することの可否を決定し、総会へ推薦する候補者（以下、「推薦候補者」という）を公正に選考することを任務とする。

(構成・任期)

第2条

選考委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- 1) 幹事長及び副幹事長
 - 2) 前年度の3月総会で選任された委員
 - 3) 幹事の中から幹事会の決議をもって選出された13名の委員
- 2 選考委員の任期は、前項1号及び2号については4月1日から、前項3号については選出された日から、いずれも翌年の3月末日までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 前項の規定にかかわらず、2年度以上連続して選考委員を務めた者は、その翌年度に限り、選考委員となることはできない。ただし、第1項第1号の幹事長及び副幹事長として選考委員となる場合を除く。
- 4 第7条により、届出のあった者は、選考委員の資格を失う。

(委員の選任方法)

第3条

前条第1項第2号の委員（以下「総会選任委員」という。）は、本条に規定する投票によって候補者を選出したうえで、3月総会で選任する。

- 2 幹事長は、投票に先立ち、会員（次年度幹事長を除く）を期の上から順に50名を目途として組分けし、名簿を作成する。ただし、1つの期が2組に分かれてはならない。
- 3 幹事長は、投票締切日を全会員に通知するとともに、前項の名簿と投票用紙を配布しなければならない。ただし、通知日と締切日の間は10日以上空けることを要する。
- 4 会員は、無記名投票により、自己が属する組の内から3名の不完全連記の方法で郵送により投票する。
- 5 開票は締切日から3日以内に幹事長が行い、各組ごとに得票の多い順に3名を、総会選任委員の候補者と定める。候補者を定めるにあたり、得票数が同一である場合は、幹事長の定める方法による抽選により決する。
- 6 幹事長は、3月総会において、総会選任委員の選任決議よりも前に、前5項によって定めた候補者を報告しなければならない。

(構成)

第4条

選考委員会には、委員長1名、副委員長若干名を置く。

2 委員長は、幹事長が就任する。

3 副委員長は、委員長が指名する。

4 副委員長は、委員長を補佐するとともに、委員長に支障がある場合、副委員長の協議により副委員長のうち1名が委員長の職務を代行する。

(招集・議事進行)

第5条

委員長は、必要の都度、委員会を招集する。

2 委員長は委員会を代表し、委員会の議事を執り行う。

(委員会の決議方法)

第6条

選考委員は、他の選考委員を代理人として議決権を行使することができる。

2 選考委員会の決議は、本規則に特別の定めのない限り、選考委員の3分の2以上が出席し（前項の代理出席を含む。）、出席者の過半数をもって行う。

(選考)

第7条

選考委員会は、大阪弁護士会会長及び同副会長それぞれにつき推薦するか否かを決議することができる。選考委員会が大阪弁護士会会長又は同副会長を推薦しないことを決議した場合を除き、選考委員会は、第7条乃至第14条に定める手続に基づき推薦候補者の選考を行う。

…以下、条数を1つずらす。

(届出の方法)

第7条

推薦候補者の選考を受けようとする会員は、希望する役職名及び自己の氏名、所属期、選考を受けたい旨を記載し、署名押印した文書により、委員長に届け出なければならない。

2 他の会員を推薦候補者として推薦する会員は、同人を含む5名の推薦者の署名押印した文書に役職名及び被推薦者の氏名、所属期、推薦をする旨を記載した文書により、被推薦者の承諾書を添えて、委員長に届け出なければならない。

3 選考委員会は、会員から照会のあった場合、届出期間中であっても、前2項による届出の有無と、届け出られた者の氏名を開示しなければならない。

(届出期間の決定)

第8条

選考委員会は、前条第1項及び第2項の届出期間を決定して、速やかに全会員に通知しなければならない。

- 2 前項の期間は、7日以上であることを要する。
- 3 届出は到達をもって発効するものとし、届出期間外の届出は選考の対象としない。

(選考の手續)

第9条

選考委員会は、第7条による届出のあった者（以下「選考対象者」という。）のみについて選考手續を開始する。

- 2 選考委員会は、選考対象者に対し、意見陳述の機会を与えなければならない。
- 3 前項の意見陳述については、会員に傍聴の機会を与えなければならない。
- 4 選考委員会は、意見書の提出、調査など選考のため必要があると考えられる手續を適宜とることができる。
- 5 総会選任委員は、大阪弁護士会会長及び同副会長の推薦候補者の選考にあたり、第3条第2項の自己が属する組の各期幹事から意見を聴取し、各期の意見をできるだけ把握するように努めなければならない。

(推薦候補者の選考人数)

第10条

選考委員会は、大阪弁護士会会長及び同副会長の推薦候補者として、選考対象者の中から各1名を選考する。ただし、幹事会の付託があった場合、同副会長について複数名の推薦候補者を選考する。

- 2 選考委員会は、前項の他、幹事会から付託された役職及び人数につき、選考対象者の中から推薦候補者を選考する。

(選考方法)

第11条

大阪弁護士会会長の推薦候補者の選考は、投票期間を定めた上で、単記無記名投票によって行い、有効投票数の過半数を得票した者を選考する。

- 2 前項において過半数の得票者がない場合には、再度前項に基づく投票を行い、有効投票数の過半数を得票した者を推薦候補者とする。ただし、3名以上の届出者があるときには、再度の投票は、上位2名についてのみ行う。
- 3 前項による再度の投票によって、得票数が同数となった場合には、抽選等適正な手續によって選考する。
- 4 第1項の選考において、選考対象者が1名の場合、出席委員の3分の2以上の賛成があれば、無記名投票以外の簡易な方法で決定することができる。
- 5 大阪弁護士会副会長の推薦候補者として1名を選考する場合の選考は、前4項の方法による。
- 6 大阪弁護士会副会長の推薦候補者を複数名選考する場合並びに同会長及び同副会長以外の役職の推薦候補者を選考する場合には、適宜、適正な選考方法をとる。

(直接選挙)

第12条

選考委員の過半数が本人出席し、その3分の2以上の多数の決議があれば、推薦候補者の選出方法を直接選挙にすることができる。

2 直接選挙は、別に定める直接選挙規則に従って行う。

(再度の選考)

第13条

選考委員会の選考によって推薦候補者となった者が、辞退又は事故等により、選考対象の役員に就任できないことが明らかになった場合は、選考委員会は、第6条ないし前条の手続により、新たな推薦候補者を選考する。この場合、第8条に規定する期間を短縮することができる。

2 選考手続の終了の如何にかかわらず、特別の事情がある場合は、選考委員会の決議により、推薦候補者の増員をすることができる。この場合の推薦候補者の選考手続は、前項の例による。

(選挙運動)

第14条

全ての会員は、推薦候補者の選考につき、以下を除き、選挙運動をすることができない。ただし、選考委員会が大阪弁護士会選挙規程に違反しない限度で決議した場合は、この限りでない。

- 1) 第7条2項の推薦に必要な行為
 - 2) 第9条2項に基づく意見陳述
 - 3) 第9条4項に基づく意見書の提出
 - 4) 若手会による意見交換のための会合の開催及び当該会合における選考を受けようとする者が行う意見発表
 - 5) 選考委員会の求めに基づく同期又は複数期の会員による意見交換のための会合の開催及び当該会合における選考を受けようとする者が行う意見発表
- 2 選考委員会は、前項各号に掲げる事項の実施に関し、選挙の公正を保つための条件を定めることができる。

(将来の役員に関する討議)

第15条 選考委員会は、将来の役員について、その役職に相応しい人材を送り出すために討議し、幹事長ないし次期選考委員会にその討議の経過を申し送ることができる。

2020年3月27日 改正

2024年3月26日 改正

【春秋会会則】

(名称)

第1条

当会は、春秋会と称する。

(目的)

第2条

当会は、弁護士及び弁護士会の社会的使命を深く自覚しつつ、会員相互の親睦と研鑽をはかるとともに、大阪弁護士会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(会員)

第3条

当会の会員は、大阪弁護士会の会員に限る。

(総会)

第4条

当会は、毎年9月、12月及び3月に定時総会を開催する。

2 当会は、必要の都度、臨時総会を開催する。

3 総会は、幹事会の決議を経て幹事長が招集する。

4 総会を招集するには、総会の日より5日前までに、会員に対し、会議の目的たる事項を記載した通知を発しなければならない。ただし、総会で会議の延期続行の決議をしたときは、あらためて通知を発することを要しない。

5 会員は、総会の議事と映像と音声の送受信により相手方の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「通信システム」という。）により、総会の審議、討論及び採決に加わること（以下「出席」という。）ができる。ただし、幹事会が別途決議した場合、この限りでない。

6 総会の議長は、幹事長又は幹事長が指名した者があたる。

7 会員は、他の会員を代理人として議決権を行使することができる。この場合においては、当該会員は、代理権を証明する書面を提出しなければならない。ただし、幹事会は、決議により、本項により代理人となりうる会員から、第4条5項により出席する会員を除くことができる。

8 会員は、代理権を証明する書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項を、電子的方式、磁気的方式その他、人の知覚によっては認識できない方式で、電子計算機による情報処理の用に供される方法（以下「電磁的方法」という。）、またはファックスにより提出することができる。ただし、幹事会が別途決議した場合、この限りでない。

9 総会の決議は、会員の5分の1以上が出席し（前項の代理出席を含む）、その過半数をもってする。

10 総会は、次に掲げる事項について決議する。

- 1) 会則の変更
- 2) 会員の除名
- 3) 解散
- 4) 規則の制定及びその変更
- 5) 幹事の選任
- 6) 会費の額の変更
- 7) 決算の承認
- 8) **大阪弁護士会の会長及び副会長の候補者の推薦**
- 9) その他幹事会が総会で決議することを適当とした事項
- 11 総会の議事は議事録を作成し、ウェブサイトへの掲載等適宜の方法を用いて会員に公開する。

(幹事)

第5条

幹事は、幹事長、副幹事長、全期幹事及び各期幹事からなる。

2 幹事長は前年度の12月総会での決議によって選任し、その余の幹事は前年度の3月総会での決議によって選任する。ただし、やむを得ない場合は、幹事会において幹事を選任することができる。この場合、その後開催する総会で承認の決議を経なければならない。

3 幹事長は幹事会が推薦した者から選任する。

4 副幹事長は6名とし、全期幹事は10名以内とし、いずれも、次年度幹事長に選任された者が推薦した者から選任する。

5 各期幹事は、各期幹事として推薦された者から選任する。推薦の方法は細則で定める。

6 幹事の任期は毎年4月1日より翌年3月31日までの1年とする。ただし、新たな幹事が選任されるまでは、なおその権利義務を有する。

7 各期幹事は、会員の春秋会運営に関する意見、大阪弁護士会の役員推薦に関する意見等を把握するため、毎年1回各期会を開催するよう努めなければならない。

(幹事会)

第6条 幹事会は幹事で組織する。

2 定時幹事会は、毎月1回開催する。

3 臨時幹事会は、必要の都度、随時開催する。

4 幹事会は幹事長が招集し、その議長は幹事長又は幹事長が指名した者があたる。

5 幹事長が認めた場合、幹事は、通信システムにより、幹事会に出席することができる。

6 幹事は、他の会員を代理人として、議決権を行使することができる。この場合において、当該幹事は、代理権を証明する書面を提出しなければならない。ただし、幹事長は、本項により代理人となりうる会員から、第5条5項により出席する会員を除くことができる。

7 幹事長が認めた場合、幹事は、代理権を証明する書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項を、電磁的方法、またはファックスにより提供することができる。

8 幹事会の決議は、幹事の3分の1以上が出席し（前項の代理出席を含む。）、その過半数をもってする。

9 幹事会は、次に掲げる事項について決議する。但し、第4条8項（総会決議事項）及び第8条3項（選考委員会決議事項）の各事項を除く。

1) 総会の開催

2) 次年度幹事長の推薦

3) 細則の制定及び変更

4) 予算の承認

5) 特別委員会の設置

6) 新入会員入会の承認

7) 会費の免除

8) 大阪弁護士会の役職のうち、**会長・副会長**以外の役職についての、選考委員会に対する候補者推薦の付託

9) 総会の決議又は規則により幹事会が決定すべきこととされた事項

10) 総会決議の付託

11) その他の重要な会務に関する事項

10 各期幹事は、幹事会が決議すべき事項のうち、幹事会が会員の意見を確認することを必要と決議した事項については、あらかじめ、その所属期の会員の意見を聞かなければならない。

11 幹事会の議事は、議事録を作成し、ウェブサイトへの掲載等適宜の方法を用いて会員に公開する。

（幹事長及び副幹事長）

第7条

幹事長は、当会を代表し、総会及び幹事会の決議に従って会務を執行する。

2 前項のほか、幹事長は、第4条10項、第6条9項及び第8条2項の各事項を除く会務を決定し、執行する。

3 幹事長は幹事会を招集する。

4 副幹事長は幹事長を補佐する。

5 幹事長が欠けたとき又は差支えがあるときは、副幹事長の協議により副幹事長のうち1名が幹事長の職務を代行する。

（選考委員会）

第8条

当会は、選考委員会を設置する。

2 **選考委員会は、大阪弁護士会会長及び副会長ならびに幹事会が必要と認めた役職について、当会の候補者を推薦することの可否の決定及び当会の推薦候補者の選考を行う。**

3 選考委員会の組織、構成及び運営方法は、規則で定める。

(各種委員会)

第9条

当会は、常設委員会として、政策委員会、研修委員会、親睦委員会及び広報委員会を設置するほか、幹事会の決議によって特別委員会を設置することができる（以下、常設委員会と特別委員会をあわせて「各種委員会」という。）。

2 幹事長の統轄の下に、政策委員会は政策形成を、研修委員会は研修を、親睦委員会は親睦事業を、広報委員会は広報を、それぞれ行う。

3 各種委員会の組織、構成及び運営方法は、細則で定める。

(若手会)

第10条

当会に若手会を設置する。

2 若手会は、司法修習終了後10年経過後最初の3月末日を迎えるまでの会員をもって構成する。

3 若手会の組織及び運営方法は、細則で定める。

(入退会・除名)

第11条

入会を望むものは、幹事長に届け出た後、幹事会の承認決議により、入会することができる。

2 会員は、幹事長に届け出ることによって、退会することができる。

3 当会の品位を著しく傷つけた者、又は、当会の秩序を破壊することにより、当会の適正な運営を著しく困難ならしめた者は、総会の決議により除名することができる。

(会費)

第12条

会員は会費を納めなければならない。

2 会費の額、支払時期等の詳細については、規則で定める。

(慶弔)

第13条

会員の慶弔に関して当会が行う事項は、「慶弔規則」に定めるところによる。

(嘱託弁護士)

第14条

当会は、会員の中から、幹事長の選任により、嘱託弁護士を置くことができる。

2 嘱託弁護士の職務や待遇については、規則で定める。

(規則及び細則)

第15条

会則に定めのない事項及び会則の実施に関する具体的事項については、別に、規則及び細則を定めることができる。

(年度)

第16条

当会の年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(通知の方法)

第17条

本会則に基づく通知は、ファックス又はEメールによって行う。

(付則)

- 1 本会則は、2013年4月1日から施行する。
- 2 第5条所定の全期幹事は、2014年度から選任する。

2019年12月16日改正

2023年3月27日改正

2024年9月25日改正

第9回政策委員会報告〔12月5日〕

参加者(敬称略):

場所：ZOOM 中井、黒田、岩本、由良、中西、山口、林、中岡、松村、中森

政策委員長 中森俊久

1 シンポジウム等

第3回企画 2月5日で確定

テーマ「弁護士会の委員会活動」などを「委員会って何」ということを確認しつつ、
若手も含めて座談するような内輪の企画として進める。

★委員会 ★弁護士会の財政を含む安定 ★弁護士自身の安定

2 政策誌

12月24日納品でレターケース配布

3 その他

【次回】1月8日(木)18時30分～いわき総合&ZOOM

春秋会広報委員会 活動報告（12月17日幹事会）

2025年12月17日
広報委員長 柳勝久

1 委員会開催状況

12月11日開催。次回：1月6日

2 会報114号（春号）について

- 巻頭言、副会長退任挨拶、会長・副会長就任挨拶
- 新会長・副会長応援原稿
- 特集（広報委員会・能登の現状）
- 執行部就任、退任挨拶

3 ニュースレター

1月上旬に、12月・1月号を発刊予定

4 HP更新

67万円（税別）にて正式発注済み（予算：80万円）

正式リリース前ページ

<https://g-one.xsrv.jp/shunjukai-test/>

- レイアウト
 - 会員ページ（要ログイン）内に、ニュースレター、議事録、データ類等の会員のみ閲覧コンテンツを掲示
 - 「会報誌」は、トップページ（会員ページ外）から、別PWを入力して閲覧可能
- セキュリティレベルアップ（https化）
 - 月額2016円のコストアップ見込み
- コンテンツの会員によるタイムリーな更新（規約、書式、名簿）
 - 名簿に関し、ネット上で検索不可能な情報（メールアドレス）は、個人情報管理の観点から不掲載とする予定
- 会報のアップ・年度更新を会員により作業可能
- スマホ対応

以上

研修委員会議事録（第8回）

2025年12月15日（月）正午 Zoom

春秋会研修委員長 松本智子

1 出席者

飯島、黒田、松本、山本、今井、繁松、清水、米田、池本、那須

2 前回からの活動報告

(1) 会計のいろは 決算書の読み方

講師 野村祥子弁護士、新川大祐会計士

11月17日（月）18：30～大弁1205+ZOOMのハイブリット開催

参加人数 46名

講評 盛況でした。内容わかりやすく、アンケート結果は極めて好評であった。

→アンケート結果を講師の先生にも共有する。

反省点：第2部想定より早く進みすぎた。今回は問題なかったが質疑応答の盛り上げの工夫。

ビラ作成など、管理的な立場の役目の人間がいたほうが良い。

ビラ作成のノウハウ共有方法。

→執行部企画で各委員会横断的に研修（勉強会）を開催すればどうか。

会報原稿 長尾、秋谷

(2) キャリア戦略

講師 中井洋恵弁護士、中森俊久弁護士

12月3日（水）18：00～大弁920

参加人数 25名

講評 司会の采配で中井、中森両名のこれまでのキャリアはよくわかった。

懇親会での意見交換も活発だった。

反省点：参加者からの意見も行ってもらい双方向性でもよかったかもしれない。

アンケート回収がうまく機能しなかった。リアル参加の人には紙配布も。

司会はコーディネーターと別にしたほうがよい。

会報原稿 池本先生

2 政策委員会からの参加依頼

2月5日午後6時～ 大弁

中井洋恵弁護士との意見交換会

主に春秋会派内向けの企画として、中井先生が有しておられる問題意識をお話いただくとともに弁護士会の委員会活動、弁護士会のこと、弁護士の仕事と健康などについて、若手の方を中心に意見交換させていただく会

参加者 那須、池本、清水、(米田は政策委員として参加) それ以外の方も多数参加をお願いします。

3 新しい企画

- ①フェイク動画の見抜き方、②SNSによる集客とそのコツ、③MINTS、④靴磨き、
- ⑤梅乃宿、⑥料理、⑦来年6月にであれば、ビジネスマナー研修再度? 坂本さん以外の講師?
- ⑧会計研修のつづき

→来年度の春に新入会員が参加したい研修を企画したらどうか。

仕事のことは事務所でも教えてもらえる。懇親系もこの時期は不要では。

ビジネスマナー、ヒヤリハット。

→ビジネスマナー研修をする場合の問題は講師と費用。まともに依頼するとかなり費用がかかる。

講師の伝手を各人確認しておく。

→一般的なビジネスマナーではなくても、弁護士としての依頼者との接し方のマナー、失敗談等でも良いのでは。

→実施時期は、4月末か遅くても5月が良いのでは。会派登録承認よりも前でよい。

4 次回以降の研修委員会の開催日 (いずれも12時よりZoomにて)

1月19日(月)、2月16日(月)、3月16日(月)

新年会 1月29日(木) 19:00~

以上

2025年度第9回親睦委員会

開催日時：令和7年12月15日（月）18時00分～

参加者（順不同、敬称略）：田村、奥津、板崎、間野、西田、富井、中村、杉野、浦、田中、上杉、河野、満村、徳山

第1 ワインの夕べ

おかげさまで盛況に終わりました！

（満村先生、浦先生、森田先生をはじめとする親睦委員の先生のおかげです）

精算をしたいので、領収書を田村まで下さい。

第2 当選祝賀会兼新年会

1 日時

令和8年1月30日（金）

午後6時30分～受付開始 午後7時～開宴

2 場所

ラグナヴェール大阪（〒530-0004 大阪市北区堂島浜 1-3-23）

3 会費

11年目（67期）以上の会員 8000円

5年目～10年目（73期～68期）の会員 5000円

5年目（74期～77期）未満の会員 無料

4 申し込み

以下のQRコード読み取りもしくはURLにてお申し込みください。



<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSfziOCx5yxifnqDGuTm3yMD-7gbZ9gd32efEg46dvjpeqLG9g/viewform?usp=header>

第3 ゲーム企画

- ・3月6日（金）で確定
- ・定員は20～30名程度か（6～7チームが限界）

- ・お酒入ることも考えて、所要時間を多めに6時間と見積もる。
- ・フード、飲み物は持込み

第4 委員会開催日

1月19日(月) → 実質新年会

2月19日(木)

3月19日(木)

以上

2025年度若手会 幹事会報告書

2025年12月17日

1 若手会独自企画

営業研修（仮題）

日 時：2月10日18時30分～

場 所：大阪弁護士会会議室

人 数：最大24名程度

2 今後の企画予定・候補

(1) 若手会対抗ゴルフ

3月14日に開催予定

(2) 追いコン

3月

2025年10月吉日

春秋会 会員 各位

春秋会幹事長 黒 田 愛

春秋会 1 2 月総会&懇親会のご案内

さて、2025年度12月総会を次のとおり開催いたします。

ご多用のところ恐縮ではございますが、万障お繰り合わせのうえご出席いただきますようお願いいたします。

日 時 : 12月25日(木) 午後6時より
場 所 : 大阪弁護士会館 1001・1002会議室+Zoom

- 議 題 : 1 **【決議事項】** 大阪弁護士会会長候補者(中井洋恵会員)の推薦
2 **【決議事項】** 大阪弁護士会副会長候補者(中森俊久会員)の推薦
3 **【決議事項】** 次年度幹事長(高江俊名会員)の選任
4 大阪弁護士会会務報告、各委員会報告

決議事項につき定足数(会員の5分の1以上)が必要ですので、ご出欠を決めかねている場合やご出席を予定されている場合でも、念のために委任状をご提出ください。事務処理の簡便化のため出欠の連絡及び委任状の提出は、可能な限りWEBからお願いいたします。ご回答は**12月18日(木)まで**にお願いいたします。

春秋会 12月総会・懇親会の出欠確認



Zoom ミーティングによっても決議に参加いただけます。

Zoom ミーティング

パスコード



【懇親会のお知らせ】

総会終了後の19時30分頃から、洋食クラブ ENにて懇親会を開催いたします。美味しいお料理を楽しみながら親睦を深める機会です。ぜひご参加ください。